

第7章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

1. 現在の舞鶴城公園及び甲府市歴史公園を中心とする甲府城跡の旧城域は、迫力ある野面積み石垣や、階層的な城郭構造等築城期の城の姿が良好に残されている。これらは山梨県の歴史を語る貴重な文化財であるが、この本質的な価値を生かした活用を行うため、甲府城跡を、地域に開かれた歴史を体験する場として活用する。
2. 駅チカ・中心市街地という立地を生かし、観光資源としての活用を図る。
3. 県民の憩いの場として、史跡の価値の顕在化と都市公園機能の充実をバランスよく進める。

第2節 活用の方法

1. 史跡の本質的な価値を伝えるための調査研究とその公開

- (1) 発掘調査や古文書・古絵図などの調査・研究を継続して実施し、その成果をパンフレットやホームページ等で積極的に公開するなどして、史跡の価値が正しく理解されるよう努める。また、発掘調査の成果を現地で公開する、整備工事の際には現地説明会を開催するなど、史跡という場で歴史を体感する機会を創出する。
- (2) 史跡の概要や調査成果等、甲府城跡の価値を正しく伝えるため、情報を一元化して公開するガイダンス施設の設置について検討する。
- (3) 石切場地区について総合的な調査を実施し、その調査成果を公開するとともに、城内の各地区と石切場地区とが一体となった活用を行う。

2. 周辺文化財等との交流

- (1) 地域の歴史の中での甲府城跡の位置付けや評価が不十分であるため、これに関する調査研究を進める。それらの成果を基にして、周辺文化財等とのつながりをもった活用を進めていく。
 - 1) 甲府市歴史公園山手御門等、史跡外の関連施設と連携させた活用
 - 2) 国史跡武田氏館跡との相互の連携と活用
 - 3) 県内に所在する史跡等と関連性を持たせた活用

3. 学校教育との連携による活用

- (1) 県内の小中学校では、地域の歴史や文化について学んでおり、遠足や校外学習の場として甲府城跡を訪れている。県教育委員会では『山梨県教育大綱』の中で、郷土への関心を深め、郷土を愛し、郷土に誇りをもてる心情を育むための郷土学習の推進を謳っており、教材「ふるさと山梨」を刊行しているが、これらを積極的に活用するなどして、甲府城跡の魅力を子どもたちに伝えていく。
 - 1) 出前授業の実施
 - 2) 歴史学習支援
 - 3) 甲府城跡での体験学習の実施

4. 社会教育との連携による活用

- (1) 広く一般を対象とした学習会、活用イベント、シンポジウム等を実施してきたが、ニーズを探りながら引き続き実施し、甲府城跡の価値・魅力を伝えていく機会を増やして

いく。

(2) 甲府城跡の価値を幅広く活用するため、県内にある社会教育施設と連携を図り、各施設の専門性を生かした繋がりを構築していく。

- 1) 一般を対象とした学習会等の実施
- 2) 県民等の自主的学びの支援
- 3) 山梨県立博物館、山梨県立考古博物館、甲府市武田氏館跡歴史館など、関連施設との連携

5. 地域における活用

(1) 県民に親しまれる城として、史跡の保護・活用等に関して、県民の参加を検討していく。

(2) ボランティアガイドとの関わりをより深め、来訪者に本来の史跡の姿を伝えられるよう調査研究に基づく最新の情報を提供するなど、ボランティアガイドの育成に努める。

(3) 県内の各種団体の活動の場、学びの場として活用する。

- 1) 県民活動との連携
- 2) 県民活動の支援

(4) 甲府駅を起点とする来訪者を甲府城跡へ誘導するためには、甲府駅構内や駅周辺の歴史的なエリアガイド等を充実させる必要がある。このために、公共交通機関等の関係機関との連携をはかることとする。

6. 観光資源としての活用

(1) 甲府城とその城下町は、地形的条件を最大限に生かした、城郭を中心としたまちづくりが行われ、領国の政治経済の中心地として繁栄してきた場所である。特に甲府城跡の所在する甲府市中心市街地は、城の機能が失われた後も、行政、商業、居住、公共交通等の都市機能が集積され、生活・交流の中心として、また、山梨県の県都の顔として存在してきた。その一方で、近年、中心市街地の空洞化が進んでおり、『甲府市中心市街地活性化基本計画』では、策定にあたり実施された市民アンケートの結果を踏まえて、中心市街地を活性化し活用することで、コンパクトで効率的な街づくりを推進する必要性が説かれている。一方で、住民からは、この地域における魅力の減少が指摘されていることから、甲府城跡を中心とした城下町としての成り立ちを活かし、石垣や堀などで構成される城郭の景観を重要な資源と位置付けるなど、甲府城跡の本質的価値を生かした地域活性化を進めるとともに、この充実した文化的資源を観光にも活用していく。

- 1) 甲府城跡の磨き上げを行い、魅力向上をはかる。
- 2) ユニークベニューとしての史跡の活用

7. 都市公園・歴史公園としての活用

(1) 史跡指定地のほとんどは舞鶴城公園として開放され、公園施設が整備されている。来訪者の憩いの場として、散策やレクリエーション等に利用されているほか、広場を活用して様々なイベントが開催されるなど、都市公園として活用されている。過去の公園整備事業の中でも、史跡の本質的価値を生かした整備が行われてきたが、今後も引き続き、史跡の価値を正しく伝える整備を実施していくとともに都市公園としての活用を図っていく。

(2) 中心市街地の回遊性の向上等の取り組みとの連携をはかり、甲府城跡の魅力向上に努める。甲府城跡と市街地を繋げ、市街地と人々を繋ぐことで、多様な交流や賑わいが生まれるよう、甲府城跡と市街地とが一体となった魅力的な空間づくり、回遊ネットワークの充実などを検討していく。

- 1) 都市公園としての活用
- 2) 史跡の本質的価値を伝えるための整備
- 3) 甲府城跡と中心市街地との融合をはかる。

8. 多様な来場者の実態調査と対応

(1) 活用の方針を検討するための基礎となる利用実態（来訪者数・来訪の目的・来訪者の性別・年齢構成・交通手段・滞在時間・周回パターン等）について把握するための方法を検討する。